

佐倉市障害者総合支援協議会の概要

○障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置。

協議等事項

構成員

障害者総合支援協議会 (事務局：障害福祉課)

- 以下に関することについて協議を行う
- ・関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
- ・地域の関係機関相互の連携
- ・新たに取り組むべき地域課題への対応
- ・障害のある人やその家族と地域社会との関係構築
- ・関係機関等の職員等に対する研修
- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保
- ・佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の調査、分析及び評価
- ・佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

- ・指定相談支援事業者
- ・市内の医療・保健機関
- ・指定障害福祉サービス事業所
- ・療育・教育機関 ・権利擁護機関
- ・雇用・就労支援機関
- ・民生委員・児童委員
- ・学識経験者 ・障害関係団体
- ・佐倉市社会福祉施設協議会
- ・佐倉市社会福祉協議会

運営委員会

- ・部会の協議事項に関する部会間の連絡及び調整のため設置

- ・専門部会長

専門部会

- ・専門の事項又は個別の課題を協議のため設置
- ・月1回程度開催し、障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議

生活支援部会

- ・相談支援事業所等の連携強化を図り、困難事例の解決に向けた検討等を行う

啓発・権利擁護部会

- ・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、権利擁護の課題の整理・施策の検討等を行う

就労支援部会

- ・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等を行う

療育支援・教育部会

- ・障害児者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等を行う

精神部会

- ・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や、理解促進のための施策の検討等を行う

- ・障害関係団体、指定障害福祉サービス事業所等の実務担当者等

(参考) 障害関係機関連絡会

- ・障害関係団体、障害関係機関等との情報共有及び連携強化を図る

(意見1)

- 3か年の計画期間の中で、すべてやっていくのは大変なことである。次期の計画においては、障害者当事者目線も持ちつつ、策定していただきたい。
- 身体障害だけではなく、3障害(身体・知的・精神)があることを理解してもらえるような計画にしてほしい。障害者計画は、医療の視点での記載が少ないので、特に精神障害者のことを踏まえ、内容の充実について検討してほしい。

(意見2)

- 最近は障害者団体の動きが見えるようになってきて喜ばしいと思っている。次期計画においては、計画本文中に障害者団体及び当事者の動きを記載してほしい。

【参考】 障害者総合支援協議会専門部会における課題

(療育支援・教育部会)

- 佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

(佐倉市児童通所支援事業所連絡会)

- 児童発達支援や放課後等デイサービス事業参入が増加する中で、施設により提供サービスのばらつきがある。

(医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会)

- 医療的ケア児・者への今後の支援策の検討

(生活支援部会)

- 医療的ケア児・者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討
- 個別避難支援計画の元となるシート及び記入マニュアルの作成
- 児童発達支援事業所等の横のつながりの強化

(精神部会)

- 住まいの場(グループホーム等)やヘルパー等必要な社会資源の現状把握
- 精神障害に対する地域理解

(就労支援部会)

- 継続的な受注の確保による安定した工賃の支給
- 就労継続支援事業所の利用者の確保
- 一般就労にむけた民間企業等の障害に対する理解

(啓発・権利擁護部会)

- 障害理解のための効果的な啓発(特に子ども)
- 成年後見制度の周知、利用促進
- 障害者虐待防止の推進

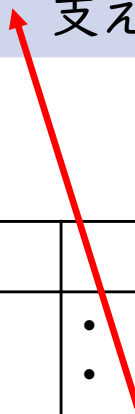
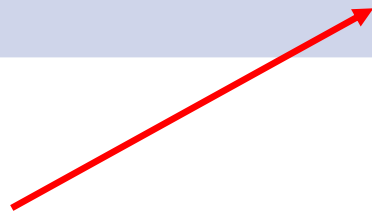
現行計画（第6次計画等）の基本理念

障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく 支え合い 暮らせるまち・佐倉



第7次佐倉市障害者計画等 の基本理念（案）

障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、お互いを認め合い、
支え合い暮らせるまち・佐倉



(国) 第5次障害者基本計画における横断的視点	(市) 地域福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> 「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、<u>相互に人格と個性を尊重し合いながら</u>共生する社会を実現」 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)との理念の一致 重点的に理解促進等を図る事項として、「心のバリアフリー」に継続して取り組む 障害者のアクセシビリティ向上(障害特性に配慮した情報保証など) 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり <u>「一人ひとりを認め合える地域」</u> 「互いに支え合う地域」 「ふれあい・交流のある地域」